

「インフルエンザ」の場合の対応と登校届について

対 応

- 1 医師により診断されましたら、すみやかに学校にご連絡をください。
- 2 インフルエンザは「出席停止」となる感染症で、法に定められた期間、学校を休んでください。十分な休養と感染拡大を予防するためです。ご理解とご協力をお願いいたします。「出席停止」は欠席扱いにはなりません。
* 停止期間：インフルエンザにあつては発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
※ 「発症後5日」・・・発症日は含めず5日を経過するまで。
※ 「解熱後2日」・・・解熱した日を含めず2日を経過するまで。
※ 上の二つの条件を両方満たすこと。
- 3 病気が治り医師より登校許可がございましたら登校できます。その際「登校届」が必要となりますので停止期間中にご準備ください。学校に取りに来ていただくか、このページを印刷してください。

登校届について

- 1 保護者の方が記入し、登校日に必ず持たせてください。記入の不備や忘れた場合は確認の連絡をさせていただきます。お子様の体調によっては、停止期間の延長や医師の診断書の提出をお願いする場合があります。
- 2 「登校届」の提出がない時は、「出席停止」扱いとなりませんのでご注意ください。

き り と り

登 校 届 (インフルエンザ)

町田市立町田第一中学校長 様

医師より登校許可がございましたので、登校させます。

- ①休んでいた期間 月 日 () ~ 月 日 ()
- ②解熱した日 月 日 ()
- ③医師の登校許可がおりた日 月 日 ()
- ④受診医療機関名 _____

令和 年 月 日

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名